

介護老人福祉施設 きもべつ喜らめきの郷

重要事項説明書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

介護保険施設サービスの提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令 40 号 5 条に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 溪仁会
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北 3 条西 2 8 丁目 2 番 1 号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 谷内 好
電話番号	(011) 640-6767

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人福祉施設 きもべつ喜らめきの郷
施設の所在地	北海道虻田郡喜茂別町字伏見 2 7 2 番地の 1
都道府県知事許可番号	0172200313
施設長の氏名	施設長 木下 雄一
電話番号	(0136) 33-2711
FAX 番号	(0136) 33-2722

3. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	可能な限り居宅における生活の継続を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、家族の介護負担の軽減を目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮し、各ユニットにおいて入居者様が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。・一人一人の入居者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、日常生活上の活動を適切に援助します。

4. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		備考
	指定年月日	定員	
介護老人福祉施設サービス	平成 25 年 5 月 14 日	80	
訪問介護 介護予防訪問介護	平成 25 年 4 月 1 日		

5. 施設の概要

介護老人福祉施設 きもべつ喜らめきの郷

敷地	9, 126 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延床面積	4, 643 m ²
	利用定員	介護老人福祉施設を含む 80名

(1) 主な設備

設備の種類	数	備 考
居室 (1階)	40	約13.5m ² (8畳) 洗面所・カーテン・ベッド等設備あり
居室 (2階)	40	
浴室	個別浴室	8 ユニットバス4台 個別型介護浴槽4台
	特別浴室	1 特殊浴槽1台
トイレ	1階 13箇所	
	2階 13箇所	
共同生活室	8	
介護材料室	8	
汚物処理室	8	
医務室	1	
調理室	1	併設
洗濯室	1	併設
地域交流スペース	1	併設

6. 職員体制 (法令で定める職員配置を基準とする)

令和5年4月1日現在

従業者の職種	区 分		常勤換算 後の人員	備考
	常勤	非常勤		
施設長	1	0	0.6	
医師	0	1	0.1	
生活相談員	2	0	1.8	介護支援専門員と兼務
看護職員	6	1	5.81	
機能訓練指導員	1	0	1.0	
介護職員	42	1	42.37	
管理栄養士	1	0.6	1.6	
介護支援専門員	1	0	0.2	生活相談員との兼務者含む
事務員	4	1	4.8	
その他の従業員	0	4	1.5	介護アシスタント

7. サービスの種別と内容

(1) 介護保険給付によるサービス（介護保険の自己負担）

サービスの種別	内 容
食 事	当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご入居者様の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。できる限り離床し、共同生活室で食事を摂って頂けるよう支援します。ご入居者様の生活習慣を尊重し、心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるように必要な時間を確保します。食べられないものやアレルギー等がある場合は事前にご相談下さい。低栄養状態の予防・改善のため、ご利用者様の栄養状態や摂食状況を評価し「栄養ケア計画」を作成します。又、ご利用者様の病状により、医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供させていただきます。
健康管理	嘱託医師、施設職員が健康管理を行います。尚、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎします。 医療行為にあたらぬケアの項目にある医薬品の使用の介助につきましては、医師・歯科医師または看護職員が次の3条件を満たしている事を確認し、これらの免許を有しない者による医薬品使用の介助が出来る事をご本人又はご家族に伝えている事とする。①容態が安定していること②医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要な場合でないこと③内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、医薬品の使用方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合でないこと。 また事前にご本人又はご家族の具体的な依頼に基づいていること、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により個人ごとに区分し、処方された医薬品であること。
機能訓練	機能訓練指導員等による機能訓練指導をご入居者様の状況にあわせて行います。
排 泄	ご入居者様の状況にあわせた排泄介助を行います。 身体状況に応じて各種の排泄用資材（ポータブルトイレ、尿瓶、紙おむつ等）をご用意させていただきます。
入浴・清拭	入浴は週2回を予定しておりますが、ご入居者様の意向に合わせた適切な方法で対応します。入浴が難しい場合には清拭にて対応します。
送 迎	ご希望により専用車両による送迎を実施します。（平日）
離 床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	ご入居者様の状況に合わせ、毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整 容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。
介護相談	ご利用者様とその家族様からのご相談に応じます。

※上記のサービス内容につきましては、別に定める「短期入所生活介護サービス計画」に基づき、ご入居者様の能力を最大限に生かしながら、必要に応じた介護をさせていただきます。

(2) 介護保険給付外サービス

種 別	内 容	自己負担額
食 費	利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、限度額が設定されており、補足給付が受けられます。 ※1食あたり 朝食 395 円、昼食 525 円、夕食 525 円	1 日 第1段階 300 円 第2段階 600 円 第3段階① 1,000 円 第3段階② 1,300 円 第4段階 1,445 円
居住費	施設・設備、光熱水費等に関わる費用。利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、限度額が設定されており、補足給付が受けられます。	1 日 第1段階 820 円 第2段階 820 円 第3段階① 1,310 円 第3段階② 1,310 円 第4段階 2,006 円
※ 金銭管理	金銭管理の困難な方に対して、施設事務にてお小遣いを管理します。	1 日 50 円
※ 入浴関連費	バスタオル (別途消費税) タオル (別途消費税) ボディソープ リンスインシャンプー	1 枚 40 円 1 枚 20 円 1 回 25 円 1 回 25 円
※ 電気使用料	冷蔵庫、テレビ等の個人持ち込み家電製品に電気代 (1台つき)	1 日 50 円
レクリエーションやクラブ活動	レクリエーションやクラブ活動は内容に応じ実費をご負担いただきます。参加されるか否かは任意です。	実 費
<p>家庭用洗濯機で洗えない物でクリーニングを必要となる場合は実費をご負担いただく場合があります。</p> <p>料金を掲示した以外に、ご入居者様等からの依頼により購入する物品等については、実費を徴収させていただきます。</p>		

※ 金銭管理について

ご入居様の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- ・ 管理する金銭の形態：金融機関に預け入れている預金
- ・ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届けて出た印鑑、年金証書等
- ・ 保管管理者：施設長
- ・ 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
 1. 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 2. 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 3. 保管管理者は出入金の都度、出入記録を作成し、申し出によりご契約者様へ交付します。

- ・ 利用料金：1日あたり50円（事務手数料の実費相当額）

※ 入浴関連費について

ご入居様の希望により、バスタオル・タオル・ボディソープ・リンスインシャンプーは施設でご用意しているものをご利用できます。

※ 電気使用料について

居室で使用している冷蔵庫・テレビ等の持ち込み家電製品（1台につき）の電気使用料をご負担いただきます。

(3) その他

理美容 (要予約)	理美容（月1回～2回）	カットのみ	2,200円
		顔そりのみ	1,500円
		カット・シャンプー	2,400円
		カット・顔そり	2,400円
		カット・顔そり・シャンプー	2,600円
		カラー（カット・洗髪込み）	5,500円
		パーマ（カット・リソング込み）	5,500円

- * ご入居様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- * 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- * 社会福祉法人等利用者負担額減額制度の対象となっている方につきましては、介護サービス利用料、食費、居住費の利用者負担額が減額されます。

8. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについてご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設苦情等申立て窓口（生活相談員 赤坂）までお気軽にご相談下さい。

また、ご意見箱を1Fに設置しておりますのでご利用下さい。責任をもって調査、改善をさせていただきます。又、当法人では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しております。

ご利用ご相談窓口

介護老人福祉施設 きもべつ喜らめきの郷	苦情解決責任者 木下 雄一
	苦情受付担当者 生活相談課 生活相談員 0136-33-2711
第三者委員 奥田 龍人	011-717-6001 (苦情申出窓口)
第三者委員 大能 文昭	011-281-6113 (苦情申出窓口)
後志総合振興局	0136-23-1936
喜茂別町役場	0136-55-5101
北海道国民健康保険団体 連合会	011-231-5161 (苦情担当)

苦情（クレーム）受付の流れ

苦情申出人

ご入居者様、ご家族様、代理人、民生委員、事業所の職員等が福祉等サービスの提供に関する状況を具体的に把握している者)



苦情（クレーム）の受理

- ・ 苦情を受付けた職員は、その内容を傾聴し、苦情として受理します。
- ・ ご意見箱に投書された苦情は、担当者が内容を確認し苦情として受理します。
- ・ 公正・中立な立場として、第三者（第三者委員）が苦情を受理することもできます。



苦情への対応方法

- ・ 苦情受理者は、その具体的内容を定められた「苦情内容記録表」に記載し、当施設苦情解決責任者へ提出します。
- ・ 当施設では苦情の内容を確認し、苦情解決責任者へ報告し改善策と再発防止策を講じ職員への指導を実施します。
- ・ 苦情解決責任者は、苦情への改善策と再発防止策を苦情申し出人、又は第三者委員へ報告しご理解をいただきます。



再発防止策

当施設では、毎月の運営会議にて苦情内容及び対応策や、苦情や事故に至らなかった事例（ヒヤリ・ハット）を検証し、職員全員で再発防止に取り組みます。

9. 事故発生時の対応

当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご入居者様のご家族、身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当施設に過失があった場合は、その損害を賠償します。

尚、サービスのご利用にあたっては、防ぎきれない事故等のリスクがあることもご理解下さい。

10. 個人情報保護

- (1) 事業所は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご入居者様やご家族様に関する情報を適正に保護します。
- (2) 事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族様に関する個人情報については、ご入居者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (3) あらかじめ文書によりご入居者様やご家族様の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (4) 事業所は、業務上知り得たご利用者様及びご家族様の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
- (5) 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、前項 8「苦情（クレーム）受付の流れ」の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。尚、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

北海道総務部法制文書課行政情報センター	0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1
札幌市総務局行政部行政情報課	0 1 1 - 2 1 1 - 2 1 3 2
札幌市消費者センター	0 1 1 - 2 1 1 - 2 2 4 5
国民生活センター	0 3 - 5 4 7 5 - 3 7 1 1

11. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり		
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

12. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者様の希望により、右記協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができます。（但し、右記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、右記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

* 協力医療機関

医療機関の名称	喜茂別町立クリニック
所在地	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別13番地
電話番号	(0136) 33-2225
診療科	内科・外科
入院設備	無し

医療機関の名称	医療法人溪仁会 定山溪病院
所在地	北海道札幌市南区定山溪温泉西3丁目71番地
電話番号	(011) 598-3323
診療科	内科、神経内科、リハビリテーション科、歯科
入院設備	有り

医療機関の名称	医療法人社団洞仁会 洞爺温泉病院
所在地	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町54番地41
電話番号	(0142) 87-2311
診療科	内科、消化器科、リハビリテーション科、緩和ケア科
入院設備	有り

医療機関の名称	喜茂別歯科
所在地	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別120-1
電話番号	(0136) 31-2511
診療科	歯科・口腔外科
入院設備	無し

医療機関の名称	ふじ歯科
所在地	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別356-1
電話番号	(0136) 31-2141
診療科	歯科・口腔外科
入院設備	無し

13. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設 きもべつ喜らめきの郷消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設 きもべつ喜らめきの郷消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、非常通報装置、カーテン(防災加工のあるもの)、非常用電源(自家発電機)、消火器、非常用照明を使用しております。
消防計画等	羊蹄山麓消防組合への届出日 令和2年11月11日 防火管理者 木下 雄一

14. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9時～18時 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 (面会記録用紙は1階受付カウンターにご用意しております)
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰所日時を職員に届け出て下さい。 (外出・外泊届用紙は1階2階各ユニットにご用意しております)
サービス利用に関わるリスク	サービス利用中は、安全に配慮したサービス提供を徹底致しますが、防ぎきれない事故等のリスクがあることについてご理解下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 テレビにつきましては、各自でご用意して頂きます。 電話及び冷蔵庫の設置につきましては事前に相談ください。 尚、冷蔵庫につきましては、各フロアに設置している冷蔵庫もご利用できます。
喫煙・飲酒	館内は原則禁煙になっております。尚、ご入居者様の病状や他のご入居者様とのトラブルの状況によっては飲酒をお断りする場合もあります。
迷惑行為及び禁止事項	騒音等他のご入居者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。 職員に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為を禁止致します。 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為につきましても禁止事項と致します。 【パワーハラスメントの例】 ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる等。 ・怒鳴る、奇声や大声をあげる、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求等。 【セクシャルハラスメントの例】 ・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る等。 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行うことを禁止致します。 また、その他、前各号に準ずる行為につきましても禁止と致します。 ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合はサービス中止や契約を解除する場合がございます。
所持金品の管理	ご本人様、ご家族様にて管理をお願いします。 (日常生活上の買物等に伴う少額の金銭の所持は可能です。)
宗教活動・政治活動	施設内での他のご入居者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

利用料減額	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者料の減額を行っておりますのでご遠慮なくご相談ください。	
病院受診	ご希望の際には、看護師又は生活相談員にご相談下さい。又、通院時、ご家族様にも同行をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。	
高額介護サービス費	毎月の利用料（介護保険負担額）が下記の上限額を超えた場合に高額介護サービス費が支給されます。	
	区 分	負担の上限額（月額）
	生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）
	世帯の全員が市町村民税非課税かつ、前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
	市町村民税課税～課税所得380万円未満	44,400円（世帯）
	課税所得380万円～690万円未満	93,000円（世帯）
	課税所得690万円以上	140,100円（世帯）
	<p>* 申請につきましては、ご本人・ご家族で行って頂きます。 初回の申請のみ行って頂くと、2回目以降の申請がなくても自動的に高額介護サービス費が払い戻されます。ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。 ◎ 過去に介護保険料の滞納があるときは給付されない場合があります。</p>	
支払方法	<p>※ 利用料のお支払いは原則、口座自動引き落としにてお願いします。</p> <p>受付営業日 祝祭日を除く 月曜日～金曜日 9時～17時</p>	
支払方法	<p>振込先銀行 北海道信用金庫 喜茂別支店</p> <p>店番号 105</p> <p>口座番号 普通 0545883</p> <p>口座名義 社会福祉法人溪仁会 きもべつ喜らめきの郷 理事長 谷内 好</p>	

15. (1割負担) 利用料金表〔併設型ユニット型短期入所生活介護〕

要介護度	介護保険利用者負担額	利用者	食費	滞在費	合計
	日額①	負担段階	日額③	日額⑤	①+③+⑤= ⑦
要支援1	559円 (基本報酬 529円)	第1段階	300円	820円	1,679円
		第2段階	600円	820円	1,979円
		第3段階①	1,000円	1,310円	2,869円
		第3段階②	1,300円	1,310円	3,169円
		第4段階	1,445円	2,006円	4,010円
要支援2	686円 (基本報酬 656円)	第1段階	300円	820円	1,806円
		第2段階	600円	820円	2,106円
		第3段階①	1,000円	1,310円	2,996円
		第3段階②	1,300円	1,310円	3,296円
		第4段階	1,445円	2,006円	4,137円
要介護1	764円 (基本報酬 704円)	第1段階	300円	820円	1,884円
		第2段階	600円	820円	2,184円
		第3段階①	1,000円	1,310円	3,074円
		第3段階②	1,300円	1,310円	3,374円
		第4段階	1,445円	2,006円	4,215円
要介護2	832円 (基本報酬 772円)	第1段階	300円	820円	1,952円
		第2段階	600円	820円	2,252円
		第3段階①	1,000円	1,310円	3,142円
		第3段階②	1,300円	1,310円	3,442円
		第4段階	1,445円	2,006円	4,283円
要介護3	907円 (基本報酬 847円)	第1段階	300円	820円	2,027円
		第2段階	600円	820円	2,327円
		第3段階①	1,000円	1,310円	3,217円
		第3段階②	1,300円	1,310円	3,517円
		第4段階	1,445円	2,006円	4,358円
要介護4	978円 (基本報酬 918円)	第1段階	300円	820円	2,098円
		第2段階	600円	820円	2,398円
		第3段階①	1,000円	1,310円	3,288円
		第3段階②	1,300円	1,310円	3,588円
		第4段階	1,445円	2,006円	4,429円
要介護5	1,047円 (基本報酬 987円)	第1段階	300円	820円	2,167円
		第2段階	600円	820円	2,467円
		第3段階①	1,000円	1,310円	3,357円
		第3段階②	1,300円	1,310円	3,657円
		第4段階	1,445円	2,006円	4,498円

*上記料金には機能訓練指導加算12円、看護体制加算(I)口.4円、看護体制加算(II)口.8円、夜勤職員配置加算(II)18円、サービス提供体制強化加算(II)18円が含まれております。なお、要支援の方については、看護体制加算、夜勤職員配置加算は含まれません。

*食費1日1,445円(朝食395円、昼食525円、夕食525円)、滞在費1日2,006円となります。但し、利用

者負担段階第1段階から第3段階の方は、限度額が設定されており補足給付が受けられます。

*上記の料金のほかに、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として8.3%、介護職員等ベースアップ等支援加算として1.6%、ならびに、特定介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）として、2.7%相当のサービス別加算率を上乗せしご請求致します。

利用者負担段階について

第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方等。
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金収入等とその他合計所得金額が80万円以下の方等。 (預貯金等に関する申告に係る基準額 配偶者 あり：1,650万円まで なし：650万円まで)
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金収入等とその他合計所得金額が80万円超120万円以下の方等。(預貯金等に関する申告に係る基準額 配偶者 あり：1,550万円まで なし：550万円まで)
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金収入等とその他合計所得金額が120万円超の方等。 (預貯金等に関する申告に係る基準額 配偶者 あり：1,500万円まで なし：500万円まで)
第4段階	上記以外の方 ※上記収入・所得要件に合致する場合でも、預貯金等の金額が上記基準額を超える場合は第4段階となります。

各加算等

療養食加算	6円/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風食および特別な場合の検査食を提供した場合に加算されます。
送迎加算	片道 184円	ご利用者の心身の状態、ご家族等の事情等からみて送迎が必要な場合に加算されます。
機能訓練指導加算	12円/日	常勤の理学療法士を1名以上配置していることにより加算されます。
個別機能訓練加算	56円/日	機能訓練指導員が、ご利用者の心身状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を提供した場合に加算されます。また、ご自宅にお伺いし進捗状況の説明や計画を見直します。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上あり、利用定数・人員基準に適合している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上で、利用定数・人員基準に適合している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上で、利用定数・人員基準に適合している場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	120/日	若年性認知症入居者に対して、短期入所生活介護を行った場合は加算されます。
夜勤職員配置加算Ⅱ	18円/日	夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合で、ユニット型の事業所の場合は加算されます。
看護体制加算(Ⅰ)	4円/日	併設施設における看護職員の配置とは別に、指定短期入所生活介護事業所として、別に1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合は加算されます。
看護体制加算(Ⅱ)	8円/日	併設施設における看護職員の配置にかかわらず、看護職員の指定短期入所生活介護事業所における勤務時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除した数が、利用者の数が25またはその端数を増すごとに1以上となる場合は加算されます。

看取り連携体制加算	64 円/日	看取り期のご利用者に対してサービス提供を行った場合に加算されます。(看取り期における対応方針を定め、利用開始時にその対応方針の内容を説明すること、同意を得ることが必要です)。
生活機能向上連携加算	200 円/月	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が施設を訪問し、施設職員と共同でアセスメントを行い、個別の訓練計画を作成した場合加算されます。(訪問がない場合には 100 円/月)
緊急短期入所受入加算	90 円/日	緊急短期入所体制確保加算を加算している事業所が、厚生労働大臣の定めるご利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、行った日から 7 日間(やむを得ない事情がある場合 14 日間)加算されます。
在宅中重度者受入加算	421 円/日	看護体制加算Ⅰを算定した場合 当該ご利用者が利用していた訪問看護をおこなう訪問看護事業所が、健康上の管理などをおこなった場合に加算されます。
在宅中重度者受入加算	417 円/日	看護体制加算Ⅱを算定した場合 当該ご利用者が利用していた訪問看護をおこなう訪問看護事業所が、健康上の管理などをおこなった場合に加算されます。
在宅中重度者受入加算	413 円/日	看護体制加算Ⅰ・Ⅱを算定した場合 当該ご利用者が利用していた訪問看護をおこなう訪問看護事業所が、健康上の管理などをおこなった場合に加算されます。
在宅中重度者受入加算	425 円/日	看護体制加算算定なしの場合 当該ご利用者が利用していた訪問看護をおこなう訪問看護事業所が、健康上の管理などをおこなった場合に加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円/日	認知症者が全体に占める割合が 2 分の 1 以上で 7、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者が、対象者が 20 人未満である場合にあっては 1 名以上の場合にあって、チームとして専門的な認知ケアを実施していた場合に加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 円/日	認知症専用ケア加算Ⅰの基準のいずれも適合しており、指導に係る専門的な研修を修了しているものを、1 名以上配置した場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(8.3%)を乗じた単位数	キャリアパス要件や職場環境要件を満たした場合に、食費・居住費を除く利用料に 8.3%相当が加算されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数にサービス別加算率(1.6%)を乗じた単位数	介護職員等の処遇改善に充当することを目的として、処遇改善加算を算定している場合に、それに上乗せするかたちで加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(2.7%)を乗じた単位数	現行の処遇改善加算のⅠ～Ⅲまでを取得していること。処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。これら要件を満たした場合に加算されます。

※上記加算の他、運営基準や諸法令に定めた基準を満たさない場合や、長期利用等により各種減算を算定します。

(2 割負担) 利用料金表〔併設型ユニット型短期入所生活介護〕

要介護度	介護保険利用者負担額	利用者	食 費	滞在費	合 計
	日額①	負担段階	日額③	日額⑤	①+③+⑤= ⑦
要支援 1	1,118 円	第 1 段階	300 円	820 円	2,238 円
		第 2 段階	600 円	820 円	2,538 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	3,428 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	3,728 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	4,569 円
要支援 2	1,372 円	第 1 段階	300 円	820 円	2,492 円
		第 2 段階	600 円	820 円	2,792 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	3,682 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	3,982 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	4,823 円
要介護 1	1,528 円	第 1 段階	300 円	820 円	2,648 円
		第 2 段階	600 円	820 円	2,948 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	3,838 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	4,138 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	4,979 円
要介護 2	1,664 円	第 1 段階	300 円	820 円	2,784 円
		第 2 段階	600 円	820 円	3,084 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	3,974 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	4,274 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	5,115 円
要介護 3	1,814 円	第 1 段階	300 円	820 円	2,934 円
		第 2 段階	600 円	820 円	3,234 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	4,124 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	4,424 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	5,265 円
要介護 4	1,956 円	第 1 段階	300 円	820 円	3,076 円
		第 2 段階	600 円	820 円	3,376 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	4,266 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	4,566 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	5,407 円
要介護 5	2,094 円	第 1 段階	300 円	820 円	3,214 円
		第 2 段階	600 円	820 円	3,514 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	4,404 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	4,704 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	5,545 円

(3 割負担) 利用料金表〔併設型ユニット型短期入所生活介護〕

要介護度	介護保険利用者負担額	利用者	食 費	滞在費	合 計
	日額①	負担段階	日額③	日額⑤	①+③+⑤= ⑦
要支援 1	1,677 円	第 1 段階	300 円	820 円	2,797 円
		第 2 段階	600 円	820 円	3,097 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	3,987 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	4,287 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	5,128 円
要支援 2	2,058 円	第 1 段階	300 円	820 円	3,178 円
		第 2 段階	600 円	820 円	3,478 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	4,018 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	4,368 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	5,509 円
要介護 1	2,292 円	第 1 段階	300 円	820 円	3,412 円
		第 2 段階	600 円	820 円	3,712 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	4,602 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	4,902 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	5,743 円
要介護 2	2,496 円	第 1 段階	300 円	820 円	3,616 円
		第 2 段階	600 円	820 円	3,916 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	4,806 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	5,106 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	5,947 円
要介護 3	2,721 円	第 1 段階	300 円	820 円	3,841 円
		第 2 段階	600 円	820 円	4,141 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	5,031 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	5,331 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	6,172 円
要介護 4	2,934 円	第 1 段階	300 円	820 円	4,054 円
		第 2 段階	600 円	820 円	4,354 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	5,244 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	5,544 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	6,385 円
要介護 5	3,141 円	第 1 段階	300 円	820 円	4,261 円
		第 2 段階	600 円	820 円	4,561 円
		第 3 段階①	1,000 円	1,310 円	5,451 円
		第 3 段階②	1,300 円	1,310 円	5,751 円
		第 4 段階	1,445 円	2,006 円	6,592 円